

雇用調整助成金の申請手続きを社労士に

依頼した場合 **最高 10万円** を補助します！

福山市雇用調整助成金申請サポート補助金

雇用調整助成金の申請を社会保険労務士（以下社労士）に依頼した場合の、申請報酬の全部又は一部を補助します。

対象となる方

つぎのすべてに該当する方が対象となります。

- (1) 福山市内に事業所がある中小企業者・小規模事業者※
（ハローワーク福山に雇用調整助成金の申請をされた事業者、雇用保険適用事業所番号の上4桁が「3405」の事業者）
- (2) 雇用調整助成金の手続きを社労士に依頼した方
- (3) 市税の滞納がない方

補助金額

10万円を上限に対象経費の全額を補助

対象経費

- (1) 雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費
- (2) (1) に付随する経費
- (3) その他市長が必要を認めた経費

提出書類

- (1) 申請書 (2) 実績報告書
- (3) 雇用調整助成金支給申請書のコピー
- (4) 雇用調整助成金支給決定通知書のコピー
- (5) 社労士と締結した契約書のコピー
- (6) 社労士への支払いが確認できる書類のコピー
- (7) 市税完納証明書 (8) 支払相手方登録依頼書

申請期間

2020年5月18日～2021年2月26日（必着）まで

2020年
12月31日までの
休業が対象

雇用調整助成金の申請とサポート補助金の申請をまとめて社労士さんに依頼してもOKです！



雇用調整助成金とサポート補助金の申請を社労士に依頼する場合

社労士に雇用調整助成金とサポート補助金の申請を依頼

ハローワークより雇用調整助成金が会社に入金

社労士からサポート補助金の額を差し引いた雇用調整助成金の依頼報酬が請求

雇用調整助成金の申請のみ社労士に依頼する場合

社労士に雇用調整助成金の申請を依頼

ハローワークより雇用調整助成金が会社に入金

社労士から雇用調整助成金の依頼報酬が請求

市役所にサポート補助金を申請

市役所よりサポート補助金が入金

<問い合わせ先>

福山市経済環境局経済部産業振興課
〒720-8501 福山市東桜町3番5号

※中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者

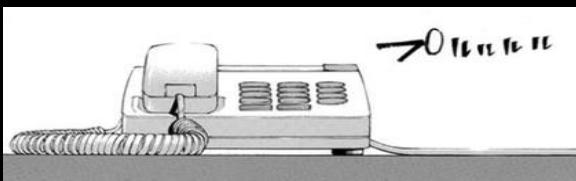
電話：(084)928-1040 FAX：(084)928-1733

**事業者の
皆様へ**

雇用調整助成金とは、事業主が従業員に休業手当を支払った場合に、ハローワークに申請してその原資とすることができる助成金です。ぜひ、ご活用をご検討ください。

新型コロナで
会社が休業中
なんです！

雇用調整助成金
って
手続き大変
なんですよね！



相談できる社労士のリストはここから→

特例雇用調整助成金取扱会員

検索

